

【議案 1】

下関市生活バスにおける少量貨物有償運送許可申請について

議案（１）下関市生活バスにおける少量貨物有償運送許可申請について

①菊川地域（継続更新）

１．これまでの経緯

令和２年７月 ～ 令和３年５月 試行運行実施

令和３年７月 貨物自動車運送事業者への意見照会

下関市地域公共交通会議において、少量貨物運送について審議承認される

令和３年８月 山口運輸支局に対し、少量貨物の有償運行に係る許可を申請

令和３年１０月 下関市生活バスによる少量貨物有償運送について許可

令和４年１月 本格運送開始

以降、毎年更新許可申請、許可

２．事業の内容

（１）運行概要

下関市（菊川）生活バスにおいて、従来の生活バス運行に加え、乗客の手荷物ではない少量貨物（出荷のための野菜、果物、穀物などの農産物、加工品に限る。）の有償運送を行う（生活バスに乗客と貨物を混載する、貨客混載事業を実施する）。

（２）利用方法

集荷団体（農産物産直市場等）が、事前に利用者（産直市場の会員等）を取りまとめ、運送する主な荷物の種類、使用するコンテナの規格等について市に登録を届け出る。運送の予約については予約バスの利用方法を準用し、利用者からの出荷情報を集荷団体が受け付け、一括して運送事業者に予約を行う。

（３）積載方法

生活バス後方に設置した特設柵棚に利用者自らが農産物等の入ったコンテナを積載し、生活バス運転手がゴムバンド等で固定する。運転手は必要に応じて積み込みの補助を行う。貨物の総積載量は350kg以内とし、生活バス乗車客席は常時９人の座席スペースを確保する。

（４）運送方法

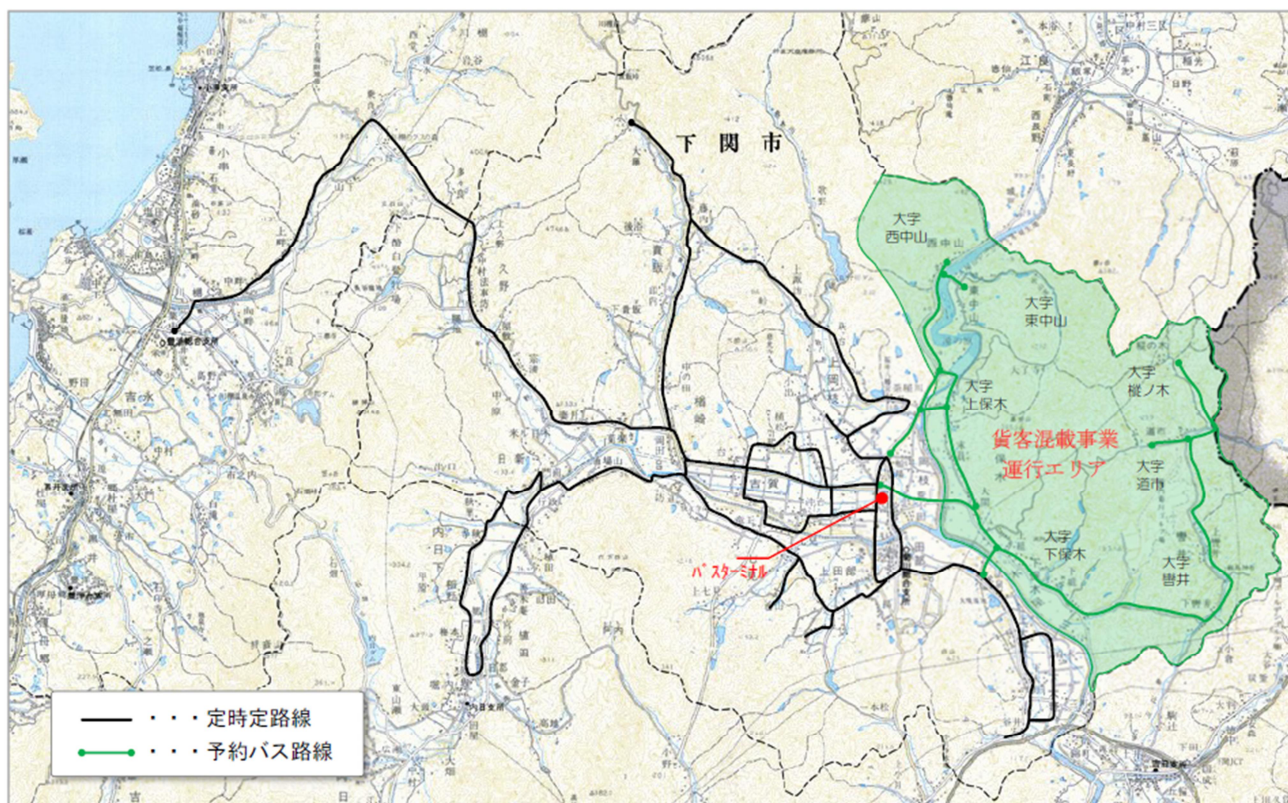
利用者から渡された貨物を、生活バスの停留所（予約バス運行区域において停留所以外の場所を事前登録した乗降場所を含む）間を運送し、集荷団体が受け取る。

（５）対象路線

樫ノ木・保木線（予約バス路線）

※下記「路線図（取組エリア）」のとおり。

●路線図（取組エリア）



（６）運賃

貨物（コンテナ）１個１００円。

コンテナの規格は幅53cm×奥行き73.2cm×高さ27.2cm以内とする。ただし、規格の1／2のサイズのコンテナ２個を１梱包にまとめたものであれば１個のコンテナとみなす。

３．貨物自動車運送事業者からの、当該事業継続に対する意見の聴取

〈対象事業者〉・赤帽山口県軽自動車運送協同組合

- ・佐川急便(株)下関営業所
- ・日本郵便(株)菊川郵便局
- ・ヤマト運輸(株)山口主管支店
- ・一般社団法人山口県トラック協会下関支部

〈意見内容〉＊ 継続に対して、特に意見無し。

＊ 地域の農家のためには必要なことなので、是非継続してください。

＊ 事業目的、原状の範囲が地域の貨物運送事業者に影響を与えない範囲のものとして、継続実施について同意します。

＊ 大量・多頻度となった場合や、範囲を増やす場合には継続の見直しをお願いします。

議案（１）下関市生活バスにおける少量貨物有償運送許可申請について

②豊田地域（新規）

１．下関市（豊田）生活バスの利用状況等

現在、下関市（豊田）生活バスは、３台の車両で、予約バス路線４路線を運行している。利用者は、市町村合併時の平成 17 年度は 4,830 人で、以降は減少傾向となっており、平成 29 年度は 1,832 人と平成 17 年度の約 1/3 まで利用者が落ち込んだ。平成 30 年 4 月から実施した利用料金のワンコイン化により、平成 30 年度の利用者は 2,485 人と増加したが、依然として利用者数が低迷している状態である。

また、豊田総合支所管内の人口は令和 7 年 3 月末時点で 4,220 人、うち 65 歳以上の人口は 2,181 人で高齢化率は 51.7%と、高齢化・過疎化が深刻な状況となっている。

２．貨客混載事業導入によるメリット

生活バスによる少量貨物運送事業を導入することにより、生活バスの利便性が周知されるとともに利用者拡大が図られ、生活バス路線の生産性が向上し、生活バス路線網の維持につながる。

また、過疎・高齢化により活力が著しく衰退する地域において、近隣に商店等もなくバス停までの移動が困難な住民に対して生活必需品等を運送することで、生活環境の改善と負担軽減を図ることができる。

３．貨客混載に係る道路運送法の取扱いについて

少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られる過疎地域等において当該地区の住民の生活を支える物流網及び地域公共交通網を維持・確保し、その持続可能性を高める目的として、平成 31 年 3 月 29 日付け国土交通省自動車局長通知文により、「自家用有償旅客運送者（道路運送法）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可の申請があったときは、運輸支局長は、定める要件を満たしている場合には、定める条件を付し、許可をする」ことができることとなっている。

4. 貨客混載事業実証運行の内容

(1) 運行概要

下関市（豊田）生活バスにおいて、従来の生活バス運行に加え、乗客の手荷物ではない少量貨物（生活必需品等）の有償運送を行う（生活バスに乗客と貨物を混載する、貨客混載事業を実施する）。

(2) 利用方法

小売業者等が、事前に利用者（会員等）を取りまとめ、運送する主な荷物の種類等について市に登録を届け出る。運送当日の予約については予約バスの利用方法を準用し、利用者からの情報を小売業者等が受け付け、一括して運送事業者に予約を行う。

(3) 積載方法

生活バス後方に積載する。貨物の総積載量は350kg以内とし、生活バス利用客の座席スペースを確保する。

(4) 運送方法

小売業者等から渡された貨物を、生活バスの停留所（予約バス運行区域において停留所以外の場所を事前登録した乗降場所を含む）間を運送し、利用者が受け取る。

(5) 対象路線

下関市（豊田）生活バス路線

※下記「路線図」のとおり

(6) 運賃

貨物（コンテナ）1個100円。

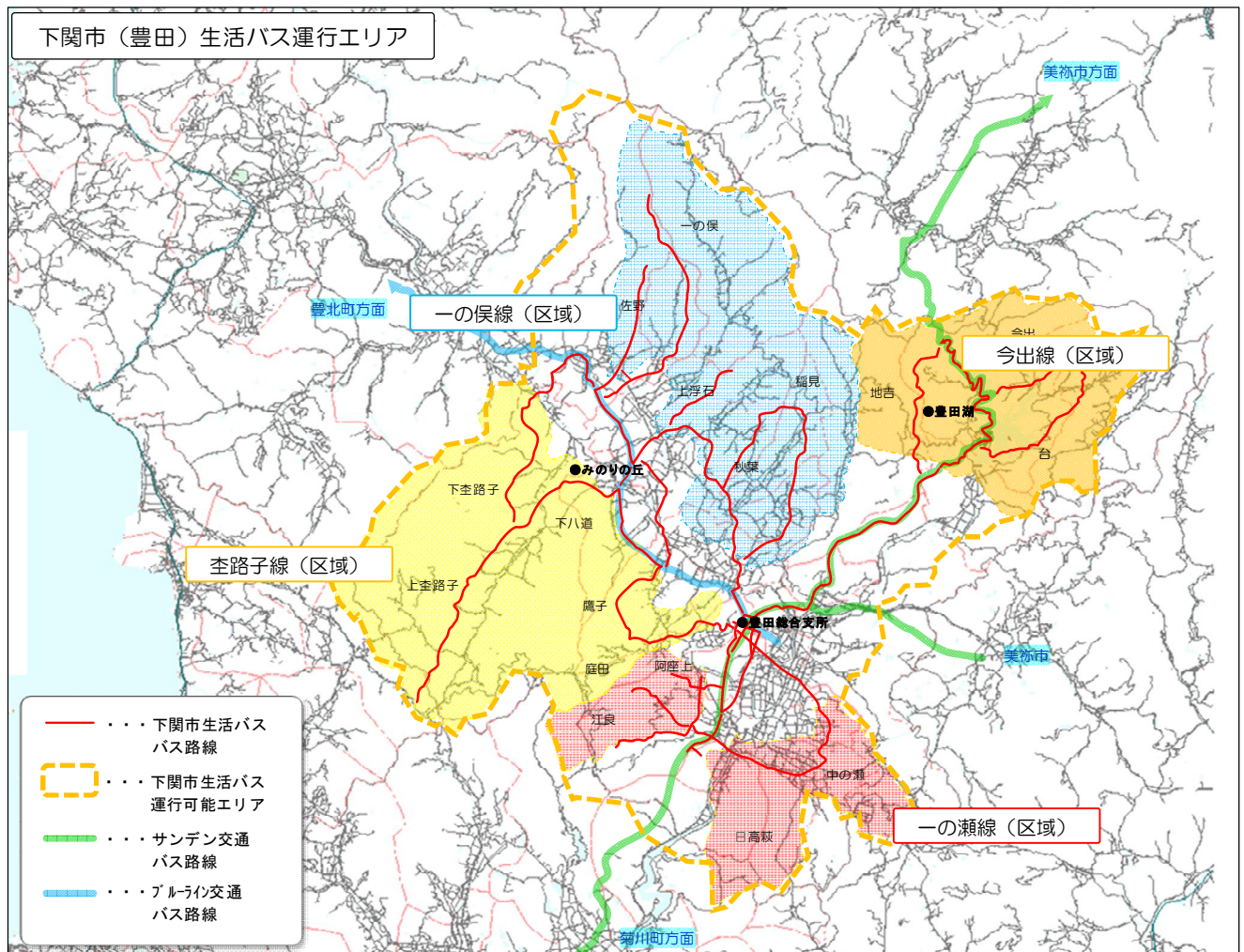
コンテナの規格は幅53cm×奥行き36.6cm×高さ32.5cm程度とする。

※下記「コンテナ・積載イメージ」参照

(7) 取り組みスケジュール

令和7年8月	少量貨物有償運送に係る貨物自動車運送事業者への意見照会 地域公共交通協議会において審議 少量貨物有償運送に係る許可申請
令和7年9月	少量貨物有償運送に係る中国運輸局山口運輸支局長の許可
令和7年10月	下関市（豊田）生活バスにおける少量貨物有償運送開始

●下関市（豊田）生活バス路線図



●コンテナ・積載イメージ

